

財団法人大分県社会保険協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人大分県社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第7条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 専務理事

年額 8,000,000 円の範囲内で支給する。

(2) 常務理事

年額 7,500,000 円の範囲内で支給する。

2 会長は、施設の業績や他施設の事情を勘案し前項で規定した範囲内で俸給の額を増額又は減額することができるものとする。

第3条 役員報酬の支払

職員給与規程第4条及び第6条、第7条の規程を準用し各月に分割し支払うものとする。

附則

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

財団法人大分県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人大分県社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第7条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、職員退職手当支給規定第3条を準用する）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当では支給しない。

3 在任期間が1年に満たない者には支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日における役員報酬年額を16で除して得た額に在職年数を乗じて得た額とする。

(実施に関し必要な事項)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、協会職員退職手当規程の例に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。